

一般取引条件

1. 一般

売主が供給した物品および/またはサービス（「物品および/またはサービス」）に対する買主の注文（「注文」）は一体とみなされ、本販売条件（「条件」）により売主が供給する。物品の販売に関する契約（「本契約」）は本規約に規定する条件に明示的に限定される。

2. 見積書

2. 1. 売主が書面にて別途明示的に合意した場合を除き、物品について売主が見積もった価格には運送料および附加価値税は含まれない（税金は買主の請求書に追加される）。
2. 2. 書面の見積書は、見積書に別途規定されている、または通知により解除されない限り、30日間有効とする。
2. 3. 口頭の見積りは、受諾されない限り、当日に失効する。
2. 4. 見積り対象の出荷について、確約価格として見積もられた場合、以下の条件を満たす場合には価格は確定になる。完全な工学的な詳細を記した発注書が発行済であり、物品が出荷され、購入したサービスが見積られた納期内に提供されている。
2. 5. すべての価格は通知なく変更される可能性がある。価格変更の場合、作成された見積もりまたは注文は新価格に基づくこととする。既存の注文については、注文のうち未出荷分の価格は出荷時に有効な価格となる。

3. 注文

3. 1. 売主が受領した注文は、売主に事前に書面による通知を行い、すべての費用と利益を含む合理的な解除料金の支払い後に、全部または一部、解除できる。
3. 2. 売主は、買主に注文確認書を提供する前にいつでも、買主に書面による通知にて全部または一部の注文を拒否できる。
3. 3. 注文の受領から10日経過した後も、売主が買主に注文を受領したか否か応答しない場合、かかる注文は売主によって拒否されたものとみなされる。

4. 納品と履行

4. 1. 売主が書面にて別途明示的に合意しない限り、全ての物品は倉庫渡しで納品される。
4. 2. 売主は注文を分割で納品する権利を有し、各分割分は別々の発注で販売されたものとみなされる。売主がいずれかの分割を納品できなかった場合でも、買主は注文の残りを解除する権利は生じない。
4. 3. 売主は納品または履行日に合わせるため合理的な努力をする一方、納品または売主の履行として見積もられた期間は参考のみとなる。売主がこれらの日程を満たせなかった場合に、買主が被ったいかなる損失あるいは損害についても、売主は責任を負わない。注文の納品または履行の合理的な遅延による、買主の物品および/またはサービスの受領、あるいは支払い義務は解放されるものではない。
4. 4. 買主が本条件、または従前の注文に従い、売主に支払いを行わなかった場合、売主は物品および/またはサービスの出荷または納品を停止、またはキャンセルできる。
4. 5. 両当事者が別途明示的に合意した場合を除き、買主は物品の納品後3日以内に物品の検査を完了させ、買主がかかる3日以内に検査を完了できなかった場合、物品は買主によって受領されたものとみなされる。

5. 支払い条件

5. 1. 注文に別途規定がある場合を除き、物品および/またはサービスの全ての支払いは以下の通り行わなければならぬ。注文額の20%を請求日から30日以内に支払い、注文額の80%を納品日までに支払う。
5. 2. 両当事者が、物品および/またはサービスの支払いを分割することを注文で合意していることを条件とし、支払い期限は各出荷の請求日から正味30日とする。上記の規定に問わらず、売主の絶対的な裁量により、買主の財務状態が売主にとって満足できない、または満足できない状況となった場合、売主は物品および/またはサービスの代金の支払いを満額現金で前払いするか、全ての将来の納品またはサービスに関して価格分の担保を求める権利を有する。
5. 3. 買主が期限までに支払いを怠った場合、売主のその他の救済および権利に影響を及ぼすことなく、1日ごとに延滞額に0.1%の利息を請求し、売主がかかる延滞金を返済させようという試み、あるいは返済において発生した回収費用は買主が支払うものとし、売主はその後の納品を保留する権利を有する。

6. 資産およびリスク

6. 1. 物品の権原および物品の損失あるいは損害のリスクは、本第 4.1 項規定の納品時に売主に引き渡される。買主が本物品に関する未払い金を満額で支払わなかった場合、売主は以下第 6.3 項に従いかかる権原を再請求でき、買主は物品を別に保管し、売主の財産となっている、あるいはなろうとしていると識別し差し出せるよう記しておくことに合意する。
6. 2. 物品またはその部分が新製品に転換される、または新製品と一体化される（「新製品」）場合、かかる新製品は物品で構成される、または物品から構成されている範囲において、売主の財産とする。
6. 3. 買主が物品の支払いを怠り、売主によるかかる不履行の更正を要求する通知してから 10 日以内に更正しなかった場合、売主は物品を売主の自由に扱うことができ、売主はかかる物品の除去のために買主の敷地に立ち入ることができる。

7. 保証と制限

7. 1. 物品の保証

7. 1. 1. 売主は、製造または供給した物品は売主が適用する仕様に準拠し、物品の設置日から 1 年間または物品の出荷日から 18 ヶ月のいずれか早い方の期間（「保証期間」）、細工および材料の欠陥による障害を発生させないことを保証する。
7. 1. 2. 物品のいずれかが前述の保証に準拠しない場合、売主はその選択において、(a)欠陥物品、欠陥部品、あるいは構成部分を修理または取り替える、または、(b)欠陥物品の購入価格を買主に付与する。売主は、非遵守のすべての物品を評価用に売主の費用にて返却するよう求めることができる。
7. 1. 3. 本保証は、売主の推奨および業界標準の慣行に遵守しない保管、設置、運用、あるいは保守、事故、誤用、乱用または過失に起因する障害または損害は対象としない。本保証は、修理あるいは取り替えに関連して発生した人件費、アクセス取得、除去、設置、一時電源、その他の経費の払い戻しは対象としない。
7. 1. 4. 本保証は、売主が製造していない機器には適用されない。売主は、機器供給者から受けるものと同等の範囲の保証までしか提供しない。
7. 1. 5. すべての保証請求は、保証期間内に書面にて行い、それ以外の場合において、売主はかかる保証に対する義務を負わない。

7. 2. サービスの保証。売主は、売主が本契約において履行したサービスは、一般に認められた専門的基準に従い履行されることを保証する。本サービスがその基準に準拠しない場合、本サービス完了から 1 年以内（「保証期間」）に買主から書面による通知を受け、売主が修正する。すべての保証請求は、保証期間内に書面にて売主に行い、それ以外の場合において、売主はかかる保証に対する義務を負わない。

7. 3. 保証の制限

法律によって許容される限度まで、前述の保証は売主の唯一の救済であり、権原の保証を除き、商品性も默示的保証あるいは特定目的の適合性を含むその他の明示的または默示的保証はない。法律によって許容される限度まで、前述の保証における売主の義務は、本規約に規定の通り、売主の保証が契約、違法行為（過失または厳格責任）、またはその他に基づくか否かに問わらず、保証違反に対する売主の唯一の責任である。

8. 責任の制限

8. 1. 法律によって許容される限度まで、本契約の異なる条項に問わらず、本規約に規定の買主の救済は排他的であり、売主による本契約の義務の不履行に対する唯一の救済である。
8. 2. 法律によって許容される限度まで、本契約の異なる条項に問わらず、本契約において販売された物品以外の資産または機器の損害に対する契約、不法行為（過失あるいは厳格責任を含む）、またはその他、利益または売上の損失、製品利用の損失、資本コスト、買主の顧客の請求、またはその他、特別、間接的、付隨的、または結果的損害について、かかる潜在的損害が予測可能か否かに問わらず、または売主がかかる損害の可能性について勧告されていたか否かに問わらず、売主は一切責任を負わない。
8. 3. 法律によって許容される限度まで、本契約の異なる条項に問わらず、いずれの場合も、本規約および注文から、または関連して発生する売主の累積責任は、かかる請求が契約、不法行為（過失あるいは厳格責任を含む）、またはその他に起因するか否かに問わらず、かかる責任の元となる物品またはサービスの価格を上回らないものとする。

9. 不可抗力

9. 1. 売主は、火災、洪水、ストライキ、またはその他の労働争議、天災、政府あるいは買主の処置、暴動、通商禁止、燃料あるいはエネルギー不足、車両不足、輸送中の破壊あるいは遅延、またはその他、売主の合理的な制御を超える不履行または遅延について責任を負わない。
9. 2. かかる事由により履行に遅延が発生した場合、納品日または完了時間は、かかる遅延の影響を克服するために合理的に必要な期間、延長できる。

10. 完全合意

本契約の改定あるいは修正、本契約に含まれない宣言、表明あるいは保証は、売主の代表者が書面にて認証していない限り、売主を拘束しない。従前の取り決め、取引の利用、または履行の過程は、本規約の意味の判断には関連しない。

11. 分離可能性と存続

11. 1. 本規約のいかなる条項が管轄地域の裁判所または仲裁法廷によって無効であると判断された場合、かかる判断は本規約のその他の条項に影響を与せず、残りの各条項は引き続き効力を有する。
11. 2. 保証の制限、責任の制限、機密性、適用法、紛争解決および本項を含む条件は、本契約の満了あるいは解除後も存続する。

12. 機密性

12. 1. 本契約に関連して売主が買主に開示した情報は、機密として取り扱う。買主はかかる情報を本契約に規定の目的においてのみ使用する。
12. 2. 買主が本機密保持の義務に違反することなくすでに公知であった、または公知になった、または機密保持の義務なく、買主が売主から受領し保持していた、その後に他者の機密保持義務なく合法的に取得した、または本契約において受領した情報を参照することなく売主が独自に作成した情報である、と買主が実証できる場合、本機密保持義務は適用されない。

13. 準拠法

本契約、注文または本規約に起因してまたは関連する紛争は、売主の法人が登記されている場所の法律を管轄法とする。

14. 保留された注文

14. 1. 買主の要求により保留、遅延またはスケジュールの再設定をされた発注、または買主が合意した期間内に物品を受け取らなかった場合、売主はその単独の選択により、(1)契約価格、およびその他の追加費用、またはかかる遅延から発生するコストを含むがそれに限定されない、合理的な根拠に基づく支払いを求める、(2)買主の単独の費用と損失のリスクにて物品を保管する、(3)該当する価格指針によりこれらの価格を買主に請求する、および/または(4)本契約を解除し、頭金を保持し、損害を請求でき、物品が買主の仕様にカスタマイズされている場合には、かかる損害は契約額の総額とする。買主によるかかる料金、費用およびコストの支払いは、いずれの場合も、売主の請求日から30日以内に行わなければならない。
14. 2. 6ヶ月以上、保留、遅延またはスケジュールを再設定された注文は、買主による解除として扱われ、法律および本規約に従った売主への救済の対象となる。

15. 知的財産権違反

- 15.1 買主または買主の顧客に対して提起された訴訟あるいは手続きにおいて、本契約の物品あるいは部品のいずれかが売主またはその子会社が製造したものであり、本契約において提供されており、米国特許を含む適用される知的財産権を侵害し、仕掛けたり中の製品あるいは製品の使用による違反の請求ではない場合で、売主が合理的な期間に通知を受け、支援する権限と情報を与えられていることを条件に、売主は、買主の弁護、または自身の選択により、和解ができる。前述に加え、適用される知的財産権の違反に関する重大な疑問があり、かかる物品の利用が禁止されている、あるいは禁止される可能性があると売主がある時点で判断した場合、売主は単独の選択肢において、(a)買主が本物品の利用と販売を継続する権利を提供する、(b)違反のない装置と本物品を取り替える、(c)本物品を修理し違反

のないようにする、または(d)最終手段として、本物品を除去し、使用と劣化に対して公平に調整した購入価格を返金することができる。前述の規定は、知的財産権侵害に対する売主の全責任を規定している。

15.2 前項は、以下に基づく侵害請求には適用されない。**(a)** 売主以外による本物品への修正、**(b)** 本物品が製造された際の売主の設計および/または仕様、または **(c)** 違反のない物品と他の製品の使用または組み合わせ。上記で指定された請求で、前項が適用されない場合、買主は、前項記載の売主の義務と同様の方法および範囲にて売主を防御し免責する。買主は、売主が買主の所有するソフトウェア製品を買主のためにサービスを履行する目的で使用するために必要な全てのライセンス権を取得する責任を負う。

16. 解除

16. 1. 本契約は、本規約にて本契約の満期または解除後も存続すると具体的に規定されている条項を除き、満期にて終了する。

16. 2. 相互の同意により、本契約は契約期間中に解除できる。

16. 3. いずれかの当事者は、以下の事象のいずれかが発生した場合に直ちに本契約を解除できる。他方当事者による契約の重大な違反があり、違反当事者が違反通知の受領から 30 日以内、または両当事者が合意した期限までに是正しない場合、または、他方当事者の破産あるいは債務超過。買主が本契約締結から 90 日以内に前払いをしない場合、売主は本契約を直ちに解除できる権利を有する。

16. 4. 売主は、本物品が買主の仕様にカスタマイズされている場合、本契約に関連して発生した人件費、材料費、あるいはその他の経費について合理的な払い戻しを受ける権利を有し、かかる払い戻しは契約金額の合計額とする。売主は、本契約における損害請求権を含むさらなる権利を保持する。

17. 紛争解決

本契約の有効性、違反または解除を含む、本契約に起因してまたは関連する紛争、論争または請求はすべて、両当事者間の和解により解決する。両当事者がかかる紛争を和解通知から 1 ヶ月以内に解決できなかった場合、いずれかの当事者が、仲裁通知が HKIAC の Administered Arbitration Rules に従い提出された時点で有効な規則に従い、香港での仲裁のため the Hong Kong International Arbitration Centre (「HKIAC」) に仲裁通知を提出できる。仲裁人は 3 名とし、規則に従い、各当事者が 1 名ずつ任命し、HKIAC が仲裁廷長を指名する。かかる仲裁のすべての手続きは英語にて行われる。仲裁の判定は最終となり両当事者を拘束する。

付録

サードパーティ腐敗対策コンプライアンス宣言（「宣言」）

米海外腐敗行為防止法（「FCPA」）を含む全ての適用される腐敗防止法に遵守することがイートンの方針である。イートンは、直接的に、または第三者を通して間接的に、以下に対して賄賂を渡すことはない。**(a)**国家、州、地方、または地方自治体の職員、または政府が管理する企業の従業員、または政治家あるいは候補（合わせて「政府役員」）、または**(b)**直接または間接のイートンの顧客（「その他の対象当事者」）。

イートンとの事業に関与している、または関与を検討中の第三者として、以下に署名し証明する。

1. 貴社（「会社」）または貴社の従業員のいずれも、以下の目的のため、政府の役人あるいはその他の対象当事者に直接的あるいは間接的に支払いあるいは価値のある贈物を提供、約束、またはそれを許可したことはない。

- a) 行動または決定に影響を与えるため
- b) 政府の役人またはその他の対象当事者に法的義務を違反する行為をするよう、あるいは省略するよう勧誘するため、
- c) 不適切な利益を確保するため、または
- d) 事業を獲得する、またはイートンに関連するいずれかの方法で人または法人に事業を仕向ける目的で、政府あるいは政府機関の行為または決定に影響を与えるよう政府の役人またはその他の対象当事者を勧誘するため。

2. 会社は、今後、上記第1章に規定の行為を控える。

3. 会社は以下に慣れ親しみ、遵守している。**(i)** FCPA; 賄賂利益相反、および/その他の買収を撲滅するため、会社がサービスを提供する管轄地域で採択されたその他の法律、および**(ii)** イートンの世界腐敗対策指針。

4. 会社は、イートンの製品およびサービスの事業に関するすべての取引ならびに経費について完全かつ正確な記録を保持し、今後も保持し、各経費の目的と領収書、資産の配分について合理的な詳細を記述する。

5. 会社は、イートンの事業に関して手数料、紹介、マーケティングまたはその他の料金を支払う当事者に対する適切なデューディリジェンスを実施する。会社は、イートンの事業に関連して会社が雇用している、あるいは支払いをしている代理人、リセラー、コンサルタント、またはその他の人が適用される腐敗防止法に違反したと信じる理由を何ら持たない。

6. 今後の進展により、本宣言が正確でなくなった場合、会社は状況の変化について直ちにイートン（DueDiligenceHelp@eaton.com）に勧告する。

イートンの腐敗防止指針

会社は、イートンの世界腐敗防止指針に慣れ親しみ、遵守することに合意する。

イートンのサプライヤー行動規範

弊社第三者代理人および販売店がイートンによる適切な事業の取り組みを共有するため、全ての代理人または販売店は、イートンのサプライヤー倫理規程（「SSC」）に準拠することが求められる。以下に本宣言を受諾することにより、会社はイートンの SSC に遵守することに合意する。本宣言の目的において、会社は SSC における「サプライヤー」とみなされる。